

服務管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																
西野田工科高等学校	特別休暇（服喪休暇）について、遠隔の地に赴く必要がある場合には実際に要した往復日数を加算することができるが、往復に要する日数を加算すべき事情がないにもかかわらず、加算して申請・承認し、条例及び規則で定める日数を超えて承認しているものがあった。 <table><tr><th>職員</th><th>続柄</th><th>葬儀の場所</th><th>休暇承認日</th></tr><tr><td>A</td><td>祖母 (休暇日数：3日以内)</td><td>青森県弘前市</td><td>令和5年4月27日から 同年5月1日までの 5日間</td></tr></table>	職員	続柄	葬儀の場所	休暇承認日	A	祖母 (休暇日数：3日以内)	青森県弘前市	令和5年4月27日から 同年5月1日までの 5日間	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (特別休暇) 第15条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合 人事委員会規則で定める期間 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】 (特別休暇) 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間 別表第5（第10条関係） <table><tr><th>死亡した者</th><th>日数</th></tr><tr><td>父母、配偶者、子</td><td>7日</td></tr><tr><td>祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td><td>3日</td></tr><tr><td>孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td><td>1日</td></tr></table> 備考 4 遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日
職員	続柄	葬儀の場所	休暇承認日															
A	祖母 (休暇日数：3日以内)	青森県弘前市	令和5年4月27日から 同年5月1日までの 5日間															
死亡した者	日数																	
父母、配偶者、子	7日																	
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日																	
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日																	
措置の内容																		
誤って承認した特別休暇（服喪休暇）については取り消し、年次休暇として処理を行った。 検出事項の原因は、直接監督責任者が、服喪休暇における「遠隔の地」の認識を誤ったことにある。 再発防止に向けて関係職員に対して服務に係る申請を適正に行うよう周知した。 また、直接監督責任者は承認を行う際に、判断を迷う場合は、教職員企画課に事前相談し、確認を行った後に承認を行うこととした。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。																		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年1月16日）